

# 災害対策用移動通信機器の配備

総務省東北総合通信局

総務省では、非常災害時において、地方公共団体及び災害復旧関係者に移動通信機器を無償貸与する体制を整備しております。

## (1) 概要

地震等の非常災害時に、地方公共団体が地域防災計画に基づき整備している通信機器の連絡体制では支障がある場合に、地方公共団体からの要請により、東京及び大阪の2箇所に備蓄する移動通信機器を無償貸与し、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速、円滑な遂行までの一連の活動に必要な通信体制を補完するものです。(配備イメージは別紙参照)

## (2) 地方公共団体からの要請と移動通信機器搬入

非常災害時に、地方公共団体(災害対策本部等)は、総務省(総合通信局及び沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)に貸出要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて、48時間以内に地方公共団体に移動通信機器を搬入します。貸出要請連絡先については、次のとおりです。

連絡先：総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室

TEL 03-5253-5888 (直通)

又は 東北総合通信局無線通信部陸上課

TEL 022-221-0682 (直通)

## 災害対策用移動通信機器の配備イメージ図

別紙

- ・ 現地災害対策本部等の要請により、総務省より速やかに無線機を貸し出す体制を構築
- ・ 災害復旧要員等へ移動通信機器を無償で貸与し、通信手段を確保することにより災害復旧活動の迅速かつ円滑な遂行が可能となる

